

職場内で掲示・回覧をお願いします。



新春を迎え、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしく申し上げます。「医療費のお知らせ」を1月下旬から2月上旬にかけて送付します。ホームページでは、「医療費のお知らせ」に関するよくあるご質問について、「チャットボット（自動会話プログラム）」がお答えするサービスを開始しています。ぜひご利用ください。



令和元年11月20日に健康保険委員表彰式を開催しました

協会けんぽでは、健康保険事業の推進について、ご協力いただいている健康保険委員様の永年の活動や功績等に対し、感謝の意を表しまして「健康保険委員表彰式」を執り行いました。このたび、受賞された皆様をご紹介します。



協会けんぽ兵庫支部では、健康保険事務や職場の健康づくりに携わっておられる方をサポートさせていただくため「健康保険委員」のご登録をお願いしています。ぜひ、この機会に御社も1名ご登録ください。



☆お申込み方法☆

協会けんぽ兵庫支部ホームページのこちらのバナーから「健康保険委員申込書」を印刷し、FAXまたは郵送でお申込みください。

● 全国健康保険協会 理事長表彰 ●

株式会社 大森廻酒店	米山 祐子 様
株式会社 神戸マツダ	檜原 由紀路 様

● 全国健康保険協会 支部長表彰 ●

甲南電機 株式会社	坂根 小夜子 様
株式会社 ヨシダ商事運輸	小林 奈緒子 様
淡路T・P整備 株式会社	仲野 弘子 様
株式会社 但馬近畿工業	高田 靖子 様
有限会社 井上商店	井上 正子 様
未廣精工 株式会社	津村 深紀子 様
アスカカンパニー 株式会社	北川 栄人 様
株式会社 ホンダクリオ明舞	五島 正明 様
富士インキ工業 株式会社	伴 慎 様
淡路交通 株式会社	吉田 祐司 様
義勇梱包 株式会社	本城 亜希子 様
丹波篠山市商工会	辻 精子 様
公益財団法人兵庫県予防医学協会	井上 梓 様
兵庫県中小企業団体中央会	南本 圭一 様

※順不同

高額療養費の申請には原則領収書の添付は不要です

高額療養費は、医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）に基づき支給額を決定するため、原則領収書の添付は不要です。

<注> 公的制度から医療費の助成を受け、窓口負担が軽減されている場合は、医療機関からの領収書のコピーが必要です。



求む会員！ お役立ち情報満載の兵庫支部メルマガ「ヘルCメール」会員、大大募集中！！
登録は兵庫支部HPから >>>



<発行者> 全国健康保険協会 兵庫支部
<住所> 〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
<電話> 078-252-8701
(おかけ間違いにご注意ください)
<発行> 令和2年1月20日



各種申請は郵送で手続き可能！
申請書はHPより印刷できます！

協会けんぽ

検索

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様のお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。その取組みの一環として、加入者の方が服用しているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、どのくらいお薬代が安くなるかをお知らせしています。

お知らせをお送りする方

- ・令和2年1月：主に花粉症（アレルギーを含む）に対する先発医薬品を服用されている方（兵庫支部加入者様のみ）
 - ・令和2年2月：主に生活習慣病や慢性疾患などに対する先発医薬品を長期間服用されている方（全国の加入者様）
- ※お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方（すべての加入者様に通知されるものではありません）

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が
先発医薬品と同等と
厚生労働省から
認められたお薬です

なおかつ先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため**価格は5割程度、中にはそれ以上安くなる場合があります。**



服用しやすいお薬へ
製造の工夫が
図られています

- 剤形の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良
- 剤形の変更 飲みやすい形状に改良
- 味の改良 にがみ等を抑えた味に改良



令和元年度の健診はお済みですか？

～1年に1度は健診を受けましょう～

協会けんぽでは、35～74歳の被保険者（ご本人）様を対象に「生活習慣病予防健診」、40～74歳からの被扶養者（ご家族）様を対象に「特定健診」を実施しています。年度内（4月～翌年3月）1回に限り、協会けんぽからの補助により、健診費用の負担が軽減されます。ぜひご利用ください。

今回は被保険者様の「生活習慣病予防健診」についてご紹介します。

「生活習慣病予防健診」とは

■ 健診メニューが豊富です

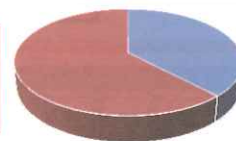
- ・事業者健診（労働安全衛生法により、事業主様に義務付けられた健診）の項目を満たしています。
- ・事業者健診の内容に加え、胃部レントゲン検査、便潜血反応検査が受けられます。
- ・女性の方は、「子宮頸がん」「乳がん」検診が受けられます。（別途負担要、年齢条件あり）

■ 協会けんぽからの補助があり、健診費用がお得です

〈例〉35歳以上の方が生活習慣病予防健診を受診された場合
一般健診の自己負担額は最高で**7,169円**です。
（健診の種類によっては補助率が異なります）

一般健診費用総額18,865円のうち

協会けんぽ
からの補助
62%



自己負担
38%

<お申込みから受診までの流れ>

① 健診機関へ予約

兵庫県内では約120か所の
契約健診機関で受診可能

② 申込書の提出

「生活習慣病予防健診申込書」
を記入して、協会けんぽへ郵送

③ 健診を受診

健診日に、健康保険証と
健診費用を持って受診

● 令和2年4月1日受診分より申込書の提出は不要となります。

令和2年4月1日受診分より、協会けんぽへの申込みは不要となり、加入者（被保険者）・事業主様から健診実施機関に対してのみ予約申込みを行うこととなります。（上記②が不要となります。）